

平成29年度 西伊豆町教育委員会第6回定例会

- 1 開催日 平成29年10月19日(木) 13:30~14:10
- 2 場 所 西伊豆町中央公民館 3F 多目的ホール
- 3 出席者 清野裕章教育長・鈴木秀輝委員・渡邊美成委員・藤井繭子委員
[事務局 高木光一・山本みち代]
- 欠席者 山本久美子委員(職務代理)
- 4 傍聴者 なし

教 育 長：ただ今の出席委員は4名です。過半数に達していますので、ただ今から平成29年度第6回の定例会を開催いたします。

教 育 長：まず「議事録の承認について」ですが、平成29年9月20日開催の第5回定例会の議事録については、私と渡邊美成委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教 育 長：次の議事録署名委員ですが、藤井繭子委員にお願いします。

(藤井委員：了解)

教 育 長：それでは、第8号議案の「(仮称) 仁科認定こども園の設置申請について」を議題とします。それでは事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第8号議案をご覧ください。「(仮称) 仁科認定こども園の設置申請について」ですが、議案にありますとおり、仁科幼稚園と仁科保育園を統合し、認定こども園とするための認可申請手続きを進めてよいか提案するものであります。提案理由といたしましては、少子化に伴いまして園児数が減少しています。また、幼稚園の園児が極端に少なくなっていますが、保育士は各年齢のクラスに1人を配置する必要があり、保育士の確保も困難になっています。このような状況を踏まえ、同年齢の幼稚園児と保育園児を1人の保育士で保育することが可能な認定こども園にしたいというものであります。認定こども園の設置時期は、平成30年度当初からにしたいと考えています。議案の次のページが乳幼児等の地区別人数になっていまして、ご覧になれば分かりますとおり、数年後には町内の出生数は20人前後になりまして、仁科地区においても今以上に減少してまいります。このような状況の中で、出来るだけ早く認定こども園に移行したいということでありまして、もう1枚めくっていただきますと、認定こども園への移行によるメリットとデメリットをまとめたものになります。まず、一番上に書いてありますとおり、子どもにとっては、幼保一元化にむけて平成6年から、同じ教育課程、保育課程で幼稚園児も保育園児も一緒に教育・保育を行っているので、子ども同士の生活は現状とほとんど変わりはありません。メリットといたしましては、現状とあまり変わりはありませんが、幼保一体となり10人程度の集団活動ができることとあります。デメリットとして考えられるこ

とは、保育園は2歳児程度で集団生活を初めているため、3歳未満児から入園してくる子との保育経験の差があり、どちらかが合わせなければならぬ状況にはあります。このようなことを踏まえますと3歳児は、現状のとおり保育士2人体制で対応したいと考えています。次に、保育士・教諭ですが、0、1、2歳児は現状と変わりませんが。3、4、5歳児の担任は基本1人になります。担任が1人になることのメリットといたしましては、保育が手厚くなり過ぎないことにより、子どもの自立や協調性を養うことが期待できます。また、3歳未満児クラスの担任が現在は臨時職員となっていますが、正規職員を配置することが可能となります。デメリットといたしましては、精神的に不安定な子や体調のすぐれない子等、保育をリードしながら見ていかなければなりません。特別支援員の配置や臨時的な対応でクリアできると考えています。また、複数担任では、交代でリーダーと補助ができましたが、一人担任ですとそれはできなくなりますが、他の認定こども園でもやっていますので、それほど大きな問題ではないと考えています。次に、職員の全体数が減ることによるメリットですが、現在は代替職員の確保に苦慮していますが、全体職員が減ることにより、その辺の解消にも繋がるものと期待されます。デメリットとしては、環境整備や園務分掌など1人1人の仕事量が増えることが考えられますが、十分対処できると考えています。その他にも記載されていますが、事務の効率化は図れるものの1人1人の事務量が増えるというものであります。デメリットにつきましては、先ほども申し上げましたが、他園でも行っていることであり、十分に対応できると考えております。資料の説明は以上となりますが、設置申請手続きのスケジュールにつきましては、担当の山本から説明をさせます。

山 本：スケジュールについて説明させていただきます。こちらのスケジュールですが、県の担当へ聞き取りにより確認したスケジュールですので、正式なものではなく若干前後する可能性はありますが、大体12月中旬までの間に一度申請書を提出する形になります。その内容を精査しながら、2月末から3月上旬にかけて正式な申請書類にしていく予定となっております。ただ、1月中に現地確認があるといわれておりますので、こちらについて多少指摘事項等が発生する可能性もあるかと思っております。上段につきましては、現在行っております町内全部の幼稚園、保育園の募集スケジュールになります、今週16日から11月10日の金曜日までが募集期間となっております。1月中旬には保育部を希望している未就園児の面接を経て、入園決定通知を送付させていただく予定となっておりますので、認定こども園の開所に合わせて、こちらの方もスケジュール調整を行ってきたいと思っております。

教 育 長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はございます

鈴木委員：確認してもいいか。担任が1人になるところのメリットというところで人数が少ないので保育が手厚くなり過ぎないというのは、子ども達は自

分達で考えたりすることができない。手を掛け過ぎてしまって子どもを考えて行動させることができない。

高 木：そのとおりです。今の賀茂幼稚園がそうなのですが、3人の子を1人の保育士が見ているのですが、子ども達の自立心が養われてこないというところが見受けられます。

渡邊委員：申請に対して却下されることはあるのか。もしあるとしたらどういう項目においてチェックが入るのか。

高 木：認定にあたっての審査基準がありますので、それをクリアしなければ許可されない可能性はあります。それについては県の担当と連絡を取り合っており確認しておりますので、許可されないということは無いかと思っております。細かく言いますとグラウンドが何㎡以上必要、教室の広さや数などありまして、その辺りも問題になりそうなものについては事前に確認しております。

藤井委員：前回、こども園の管轄は何処へと言う話が出たのですがどうなりましたか。

高 木：総合的には内閣府ですが、調査とか補助金申請などは、幼稚部と保育部で、文科省と厚生労働省それぞれ別々にはなります。

渡邊委員：賀茂幼稚園の方ではこういう申請をするという予定はないのか。

高 木：賀茂幼稚園自体があまりにも人数が少ないので、認定こども園にするメリットがございません。

渡邊委員：となると統合を見ていくしかない。仁科にしても統合を見越してというような話はあるのか。

高 木：それもあります。統合する時に認定こども園になっていれば子ども達もすんなり行けるというのもあります。

鈴木委員：別件だが、メリットのところに代替職員の人数が減るとあるが、9月初旬に仁科小の校長と話しをした時に、支援員がもう一人欲しいのだが、相談しに行ったが出来なかったと聞いたが、小学校の必要としているところに回すことはできないのか。

高 木：幼保の職員をですか。

鈴木委員：代替職員と言うのは臨時職員なのか。

高 木：そのとおりです。

鈴木委員：その給料分でそういう支援員を小学校へ充てるという事は出来ないかと思った。途中から支援員をもう一人欲しくなったと言っていた。

高 木：仁科小の件につきましては、県に加配をお願いし既に措置されております。町でも各学校に一人の支援員を配置しておりまして、それ以外に県から加配をいただいています。校長会でもどの学校を優先するか協議もしております。更にどうしても支援員が必要となれば、協議することは考えられますが、園の臨時職員が減ったから、小学校に支援員を配置するというものではありません。

鈴木委員：9月に相談したけれども全然やってくれなかったと…。

高 木：そんなことはありません。様々な形でこちらも教育長を含めて努力をしています。教育長も何度も県教委にお願いし、なんとか加配も付けていただきましたし、全然やってくれないということではありません。

教 育 長：付けていただいたのは10月からとなります。

鈴木委員：9月の初めにちょっと話した時には、反応が鈍かったと言っていた。

高 木：すぐには結果はでませんでした。そのようなことはありません。何もやってくれないというのは失礼だと思います。

渡邊委員：この話はどういう話なのか。

高 木：支援が必要な子に対応するため、町で特別支援員を配置していますが、県も職員を加配する制度があります。今回は年度途中ということもありまして、町の予算もなく、教育長がすぐに動いて県教委にお願いをし、すぐには加配措置はされませんでした。結果的に10月に加配措置していただきました。

藤井委員：もう10月から働いてもらっているのですか。

教 育 長：10月1日からだったと思います。

渡邊委員：鈴木委員と言っていることと違うかもしれないが、担任が1人になることや職員が減るといふことのメリットの部分が分からなかった。代替職員が減るといふことは誰にとってのどのようなメリットになるのか。先生側から見たらデメリットになるのか。教育現場的にメリットになるのか。

高 木：現在、3歳児、4歳児、5歳児には幼保それぞれの保育士が配置されていて、各クラスに2人が配置されています。それが認定こども園になると各クラス1人の保育士となり3人の正規職員が浮きます。現在、正規職員が不足していて、その代替として臨時職員を配置していますが、その方を正規職員に出来ることで、浮いた臨時職員を例えば特別支援員の充実に充てたり、他の園で不足しているところへと回せたりとすることができるようになります。

渡邊委員：誰にとってもメリットと言うことは分かりました。

教 育 長：それでは、他に意見がないようですので、第8号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：教育長：挙手全員ですので、第8号議案については可決されました。次に、第9号議案「西伊豆町指定文化財の指定に関する諮問について」を議題とします。それでは事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第9号議案「西伊豆町指定文化財の指定に関する諮問について」をご覧ください。そちらは、西伊豆町文化財保護審議会条例第2条に基づき提案するものでありまして、田子まちづくり協議会から指定の申請を受けましたので、条例に基づき西伊豆町文化財保護審議会へ諮問したいというものであります。諮問内容は、田子地区の「正月魚（しょうがつよ）」を町指定民俗文化財として指定してよいかというものであり

ます。参考に現状と申請の事由についての説明資料を添付してございますが、事前にご確認いただいていると思いますので説明は割愛させていただきます。

教 育 長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はございますか。

渡邊委員：これは田子地区になるのか。仁科や安良里ではやっていないのか。

藤井委員：必ず正月食べる物なのですか。親しまれているのですか。

渡邊委員：どうなのか。しおかつおうどんといってもふりかけみないになっており一本の物を売るということを残さなければならないと思う。

高 木：指定することによって、対外的にPRしていきたいというの也有ります。

藤井委員：これが指定できるとよりPR できるのですね。

渡邊委員：これは町の指定になるのか。

高 木：町の指定になります。昨年度、町指定だった海名野の人形三番叟を県に申請し、県指定となったケースもありますので、今後ステップアップする可能性もあります。

教 育 長：それでは、他に意見がないようですので、第8号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：教育長：挙手全員ですので、第9号議案については可決されました。次に、第10号議案「指定・登録文化財候補のリスト作成に関する諮問について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第10号議案をご覧ください。「指定・登録文化財候補のリスト作成に関する諮問について」ですが、こちらも、西伊豆町文化財保護審議会条例第2条に基づき提案するものであります。提案理由ですが、町文化財の発掘と保存のため、文化財として価値が高く、指定・登録候補とすべきもののリストアップを西伊豆町文化財保護審議会へ諮問したいものでありまして、諮問内容につきましては、指定・登録文化財候補の調査、資料収集及びリストの作成であります。1枚めくっていただきまして、資料として、旧の西伊豆町が作成しました冊子の文化財総覧に記載されています指定・登録文化財に準ずる文化財一覧を添付してございます。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

教 育 長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はございますか。

渡邊委員：これは候補ということなのか。

高 木：そうです。これは旧西伊豆で作ったものになるのですが、文化財登録指定した方が良いと思われるものを町全体で拾い上げてもらいたい。先ほど田子地区のまちづくりからの申請がありましたが、その地区からの申請が無いと諮問も出来ないということになります。

渡邊委員：宇久須の永明寺の銀杏の木は国の指定か。

高 木：県の指定です。

渡邊委員：県指定だからかも分からないが、面倒だという話を聞いた。色々な申請があり、写真を撮ってと色々やることがある。

高 木：ですので、所有者の方の申請がないと諮問はしないということになります。

藤井委員：次に上がっているのはこの中であるのですか。

高 木：それは分かりません。これは旧西伊豆のもので、これも含め全部見直しをしていただきます。文化財保護審議会ではこの安良里の灯台のところにある網小屋も指定したらどうかという意見もあったようです。

鈴木委員：無形文化財も含まれるのか。

高 木：それも含めてになります。

教 育 長：それでは、他に意見がないようですので、第8号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

教 育 長：教育長：挙手全員ですので、第10号議案については可決されました。以上で本日の議事案件は全て終了いたしました。それでは平成29年度第6回の定例会を終了します。皆様お疲れ様でした。